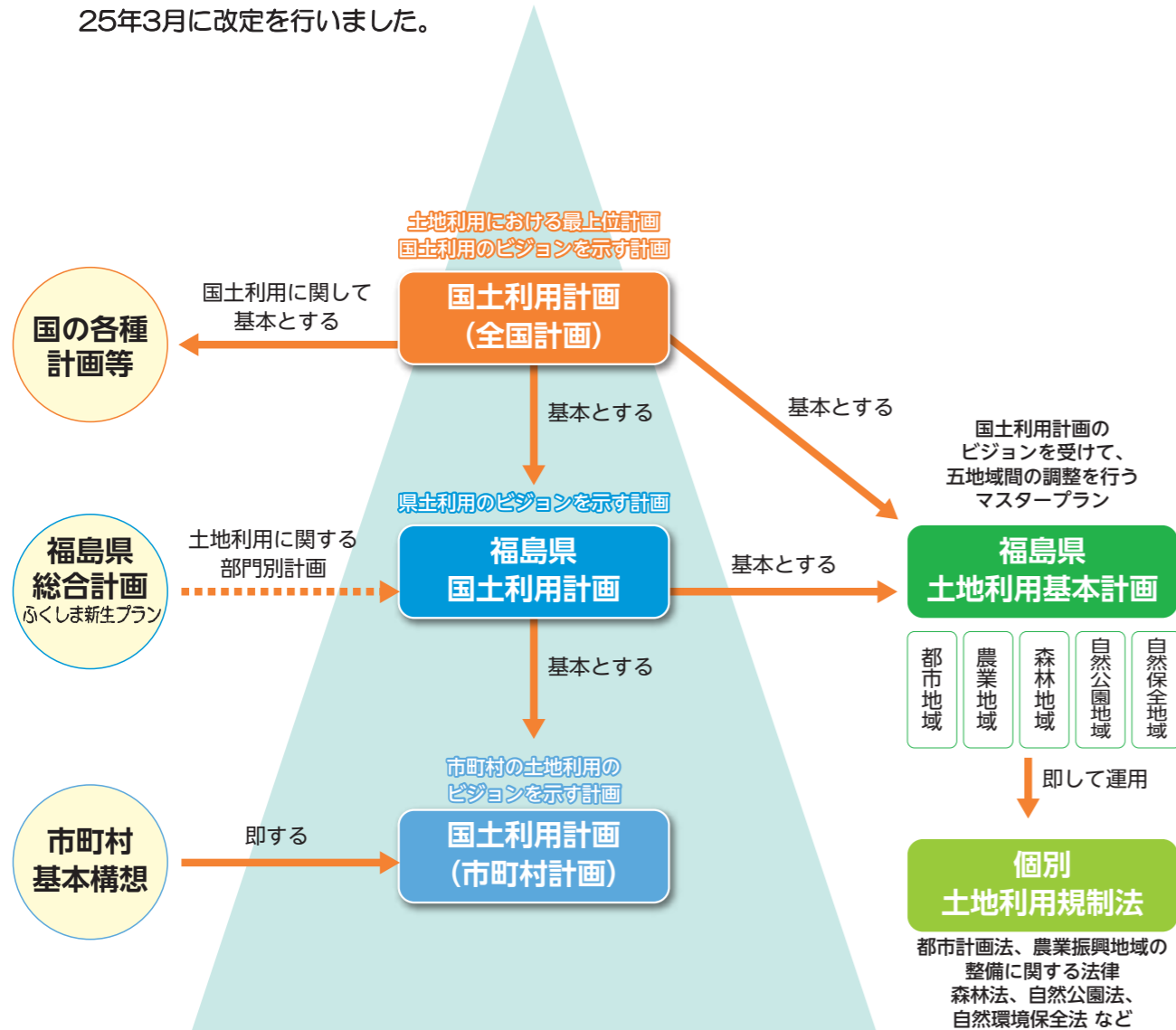


福島県国土利用計画とは？

福島県国土利用計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく計画で、農用地、森林、宅地などの県土の利用区分に応じて、土地利用の基本的な方向性を示すものであり、土地利用に関して他の計画の基本となるものです。

第一次計画が策定(昭和52年)されて以降、社会経済情勢の変化などに対応して、第二次(昭和61年)、第三次(平成5年)、第四次(平成13年)と改定を繰り返し、平成22年12月14日に第五次計画を決定しました。

その後、東日本大震災及び原子力災害からの迅速な復旧・復興・再生に向けて、平成25年3月に改定を行いました。



※「県国土利用計画」とは
 全国計画を基本として定められ(法第7条)、県土の土地利用区分毎の規模の目標を定めるなど、将来の県土の土地利用の方向性を示すもの。また、土地利用に関して、他の個別土地利用規制法などに基づく計画の基本となるもの。
 ※「土地利用基本計画」とは
 国土利用計画を基本として定められ、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域及び土地利用の調整等に関する事項について定めることとされている(法第9条第2項、第3項)。また、国や地方公共団体は、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、土地利用の規制に関する措置等を講ずるものとされている(法第10条)。

第五次

参考資料3

福島県 国土利用計画

～ 持続可能な県土管理に向けて ～



県土利用をめぐる基本的条件の変化と今後の県土利用に当たっての基本的な考え方

福島県国土利用計画(第五次)では、県土利用をめぐる基本的条件の変化をふまえ、今後の県土利用に当たっての基本的な考え方を示しています。

県土利用をめぐる基本的条件の変化



人口減少や土地需要減少により低未利用地が増えるなど、土地の利用効率が低下しています。



担い手不足、耕作放棄地の増加など地域における土地管理水準の低下が懸念されています。



良好な景観、豊かな自然環境、安全安心など、県土利用の質的な面での向上が求められています。



地球温暖化による生態系への影響、水不足、食料生産への影響が懸念されています。



自然災害のリスクの高まりが懸念されています。



土地利用に対する人々の参加意識が高まってきています。土地の維持管理のための地域での創意工夫ある取組みが求められています。

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理に向けて」

今後の県土利用に当たっての5つの基本的な考え方

復旧・復興・再生のための土地利用

- 土地利用の質的向上などを配慮しながら推進
- 新たな土地需要への効果的な対応
- 住民の帰還の状況に注視しながら的確に対応

土地需要の量的調整

- 無秩序な市街地拡大と拡散の抑制
- 自然的土地利用の転換への慎重な対応
- 土地利用の再編における円滑かつ迅速な実施

土地利用の質的向上

災害に強い県土づくり

- 災害の地域特性を踏まえた土地利用
- 県土の安全性を総合的に高める取組
- 多重防御による総合防災力の向上を図る取組
- 災害に強い道路ネットワークの構築

循環と共生を重視した土地利用

- 環境負荷の低減や自然のシステムに配慮

美しくゆとりある土地利用

- ゆとりある都市環境や緑豊かな農山漁村環境の確保
- 地域の個性ある景観の保全・形成

地域の活力を支える土地利用

- 各地域間の機能分担と連携・交流
- 定住・二地域居住などによる地域活力の向上

県土利用の総合的マネジメントの推進

- 地域が主体となった土地利用計画の充実
- 上記の考え方を踏まえた、土地の維持管理に関する地域の主体的な取り組みの推進
- 関係機関の連携による推進
- 原子力災害により当面利用が困難な土地でのマネジメントの推進

利用区分別の県土利用の基本方向と規模の目標

県土の利用区分別の基本方向

利用区分	利用区分別の基本方向
農用地	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手育成と利用集積 ● 優良農用地の確保と整備 ● 県土保全機能など多面的機能に配慮した適切な保全と維持管理
森林	<ul style="list-style-type: none"> ● 県土保全機能など多面的機能に配慮した多様で健全な森林の保全と整備及び適切な維持管理 ● 都市や都市周辺の森林の緑地としての整備と保全 ● 農山漁村周辺の森林の保健・休養、教育・文化活動などの場としての総合的利用
原野	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重で優れた自然環境を形成している原野の保全
水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川氾濫地域における安全性の確保 ● 施設の適切な維持管理を通じた持続的な利用 ● 流域の特性に応じた健全な水循環の確保、良好な水辺景観や水辺環境の創造
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な連携や交流、地域づくり、都市の活動等を支援する道路の整備 ● 農林業の生産性や土地の管理水準の向上を図るための農林道の整備 ● 施設の適切な維持管理を通じた持続的な利用
宅地	(住宅地) ● 良好な宅地環境の整備 (工業用地) ● 既存工業団地の有効利用 ● 産業の集積状況等を踏まえた工業用地の確保 (その他の宅地) ● 都市機能の集積と中心市街地の活性化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の低未利用地の高度利用と有効利用 ● 耕作放棄地の発生防止と再生利用

県土の利用区分ごとの規模の目標 (単位: ha、%)

利用区分	平成22年 (基準年次)	平成29年 (現在)	平成32年 (目標年次)	増減 29年-32年
農 地	149,883	142,315	148,604	▲ 6,289
森 林	970,481	972,780	970,281	2,499
原 野 等	6,675	6,933	6,655	278
水面・河川・水路	45,898	45,666	46,002	▲ 336
道 路	51,654	53,236	53,325	▲ 89
宅 地	48,314	50,075	49,205	870
住宅地	28,572	29,702	29,024	678
工業用地	4,508	4,572	4,719	▲ 147
その他の宅地	15,234	15,802	15,462	340
そ の 他	105,371	107,385	104,282	3,103
合 計	1,378,276	1,378,390	1,378,354	36

※その他の宅地：宅地から住宅地と工業用地を除いたもので、事務所、商業施設、病院、倉庫、官公庁、公共施設等の用地をいう。
 ※その他：各利用区分に属さないもので、公園・緑地、交通施設用地、ゴルフ場等のレクリエーション用地、耕作放棄地などをいう。